

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮 本 総 第 9 5 6 号
令 和 5 年 8 月 1 日
宮 城 県 警 察 本 部 長

宮城県公安委員会及び警察本部長における電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法について（通達）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項に規定する電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法（以下「電磁的記録の開示方法」という。）について、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）第2条第2項に規定する実施機関としての宮城県公安委員会及び警察本部長における電磁的記録の開示方法を、同条例第21条の規定に基づき定められた宮城県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年宮城県公安委員会規則第3号）第22条及び宮城県警察本部個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する訓令（令和5年宮城県警察本部訓令第9号）第22条の規定に基づき、下記のとおり定め、実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 電磁的記録の開示方法

宮城県公安委員会及び警察本部長における電磁的記録の開示方法は、次に掲げる方法（宮城県公安委員会及び警察本部長が現に使用している専用機器により行うことができるものに限る。）とする。

- (1) 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分（以下「対象部分」という。）を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (2) 対象部分を専用機器により出力又は再生したものの閲覧、視聴又は聴取
- (3) 対象部分を光ディスクに複写したものの交付

2 施行年月日

令和5年8月1日